

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景

(1) 家庭・地域・社会の状況

近年、生活様式の多様化等に伴う核家族化の進展や地域の繋がりの希薄化など、社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちや子育て家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化し、子育て世帯の孤立化や仕事と家庭の両立の困難さが増すなど、結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安や負担感が増加している。

(2) 国における取り組み

国においては、これまで、家族や地域の子育て力の低下に対応して、全ての人が、子どもを安心して産み育てることができ、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを行うため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定された。その後、有効期限が平成36年度まで10年間延長され、一般事業主行動計画¹の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置といった、次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われた。

また、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくためにも国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法²が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されるとともに、市町村は子ども・子育て支援事業計画の策定が必要となった。

(3) 少子化の進行

近年、待機児童の増加、仕事と家庭の両立問題、大都市への人口流出による地域の活力の低下といった多様な問題を抱える中、出生率の低下や未婚率の上昇が要因となり急速に少子化が進行している。

国の「少子化危機突破のための緊急対策」³では、子ども・子育て支援新制度の施行などの「子育て支援」や「子育てと仕事の両立支援」などの「働き方改革」をより一層強化

¹一般事業主行動計画…次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るために雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。

²子ども・子育て関連3法…平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を指す。

³少子化危機突破のための緊急対策…国の少子化対策会議において決定された対策。緊急対策では、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出すことにより、これらを「3本の矢」として推進することとされた。

するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策とし、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指すこととしたところである。

(4) 熊本市における取り組み

本市では、平成21年4月に策定した「熊本市第6次総合計画」において、平成30年度までに、特に重点的に取り組む4つのプロジェクトの一つに「『くらし わくわく』プロジェクト」を掲げ、主な取り組みとして「子どもたちが楽しく、いきいきと学び遊べる環境づくり」、「社会全体で子育てやワーク・ライフ・バランスを応援するまちづくり」に取り組むこととした。

さらに、計画期間の中間年（平成26年）を迎えるにあたり、社会情勢の変化や今後の本格的な人口減少社会の到来を見据え、将来的に人口70万人規模を維持し、都市機能や住民の生活の質を向上することができる、持続可能で創造的な都市を目指すという視点から、3つの取り組みの一つに、子どもを安心して産み育てられるまちづくりのため「少子化対策」の強化を盛り込み、目指すまちの姿である『^{わくわく}湧く都市くまもと』の実現を図ることとしたところである。

これまで「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成26年度までの10年間の計画である、次世代育成支援行動計画「ひびけ！子ども未来プラン」を策定し、待機児童解消のための保育サービスの充実や地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、障がい児の保育・教育の充実など、各種子ども・子育ての支援事業等に取り組んできたところである。

このような中、本市も、地域をあげて社会全体で、子ども・子育てを支援する新しい仕組みを構築し、総合的な取り組みを行うこととする。

2 法的根拠・計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく第3期（前期）の計画として策定する。また、策定にあたっては、第2期（後期）計画の基本理念や重点施策等を取り込みつつ、子ども・子育て支援法第61条⁴に基づく、幼児期の学校教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備を含む子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定する。

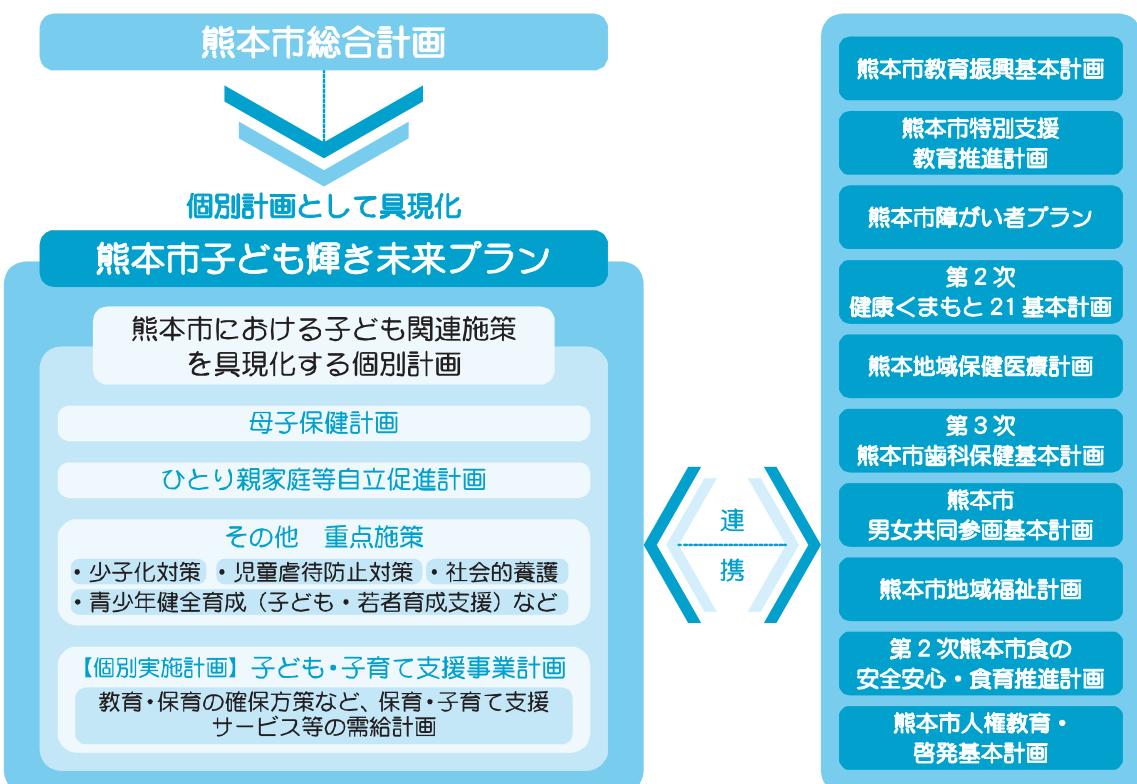
⁴子ども・子育て支援法第61条…市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定める。

また、この計画と他の計画との関係については以下のとおりであるが、母子保健計画やひとり親家庭等自立促進計画などについても、子育て支援策としての総合性を高めるため、この計画と一体的に策定する。

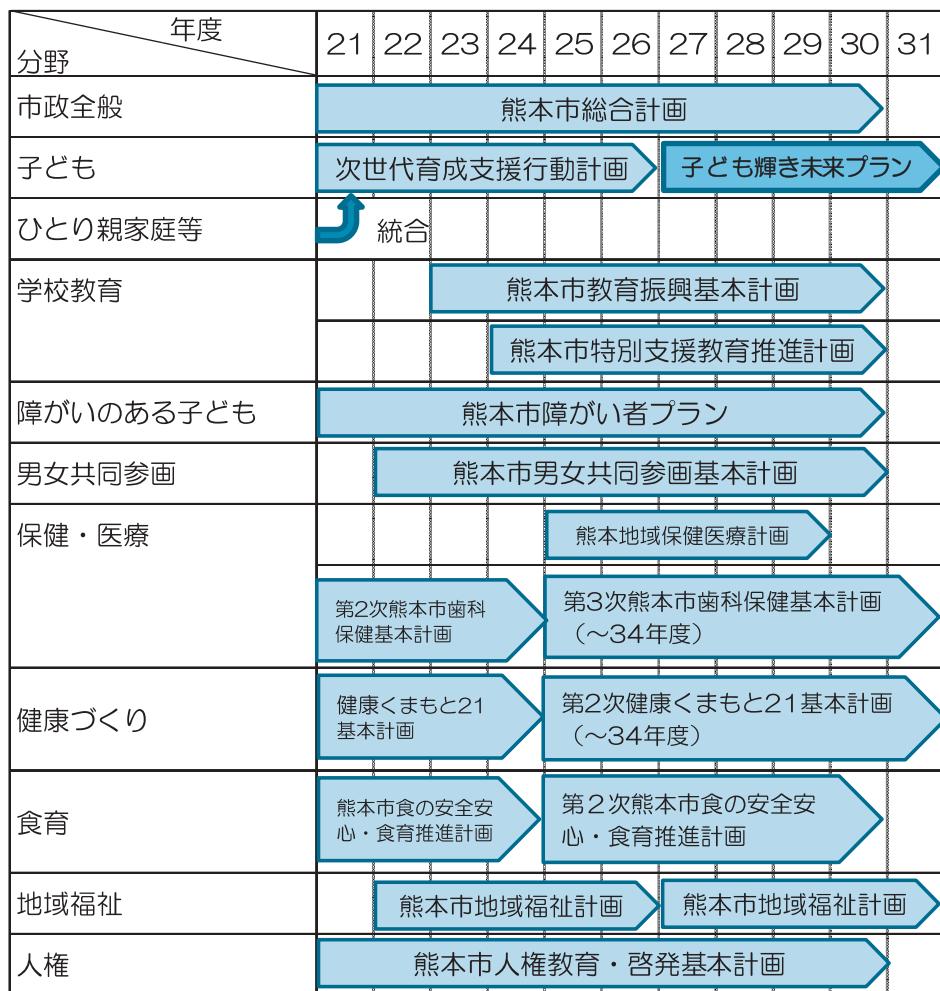
なお、平成 22 年 4 月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえたものとする。

3 他の計画との関係

この計画における他の計画との関係については、上位計画である「熊本市第 6 次総合計画」や、「熊本市障がい者プラン」、「熊本市教育振興基本計画」、「熊本市男女共同参画基本計画」、「熊本市地域福祉計画」等関連計画との整合・連携を図るものとし、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進する。



熊本市の子どもに関する計画とその期間



4 計画の対象

概ね18歳未満の全ての子どもと、子どもを取り巻く家庭や地域社会等様々な主体を対象とする。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。また、平成31年度末までに計画に係る必要な見直しを行い、再び平成32年度から5年間の計画を策定する予定である。

6 策定体制・推進体制

平成25年4月に、公募委員3人を含む13人の委員で構成される「熊本市子ども・子育て会議」を設置し、その調査・審議を踏まえ策定した。

計画策定後も、計画の進行管理及び検証については引き続きこの会議で実施する。